

令和7年2月6日提出

令和7年3月市議会定例会議案

(その2 議案第10号から議案第25号まで)

木 更 津 市

令和 7 年 3 月市議会定例会議案目録（その 2）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 1 0 号	令和 7 年度木更津市一般会計予算	財 務 部	別冊
議 案 第 1 1 号	令和 7 年度木更津市国民健康保険特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 1 2 号	令和 7 年度木更津市後期高齢者医療特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 1 3 号	令和 7 年度木更津市介護保険特別会計予算	福 祉 部	別冊
議 案 第 1 4 号	令和 7 年度木更津市公設地方卸売市場特別会計予算	経 済 部	別冊
議 案 第 1 5 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総 務 部	1
議 案 第 1 6 号	木更津市犯罪被害者等支援条例の制定について	市 民 部	4
議 案 第 1 7 号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市 長 公 室	7
議 案 第 1 8 号	木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	市 長 公 室	9
議 案 第 1 9 号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	11
議 案 第 2 0 号	木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	38
議 案 第 2 1 号	木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について	財 務 部	39
議 案 第 2 2 号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	41
議 案 第 2 3 号	木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部	42

議案第 2 4 号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 整 備 部	44
議案第 2 5 号	令和 7 年度木更津市下水道事業会計予算	都 市 整 備 部	別冊

議案第 15 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 18 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第 2 条 木更津市公設地方卸売市場条例（昭和 47 年木更津市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 22 条第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(木更津市環境保全条例の一部改正)

第 3 条 木更津市環境保全条例（平成 12 年木更津市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 60 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第 4 条 木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 22 年木更津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 5 条 木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年木更津市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）の施行に伴い、関係条例の整理をしようとするものである。

議案第 16 号

木更津市犯罪被害者等支援条例の制定について

木更津市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。第 4 号において「犯給法」という。）第 2 条第 1 項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等早期援助団体（犯給法第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。第 8 条において同じ。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。
- (6) 市民等 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を推進し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(市民等の理解の推進)

第7条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(犯罪被害者等早期援助団体等への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その果たす役割の重要性に鑑み、更なる活動の促進を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）を受けた者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であったものに限る。）に対し、規則に定めるところにより、見舞金の支給を行うものとする。

(転居費用の助成)

第10条 市は、前条の見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるものに対し、規則に定めるところにより、転居又は転出に要した費用の助成を行うものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、この条例に基づく犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 17 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 34 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表木更津飛行場周辺まちづくり実施計画策定検討委員会の項を削り、同表に次のように加える。

木更津市介護保険事業計画に 保険事業計画における施設等の整備 施設等整備事業に係る事業者を選定 業者選定委員会 会	介護保険事業計画における施設等の整備 施設等整備事業に係る事業者を選定 業者選定委員会 と。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 市の職員	7 人以内	1 年以内
木更津市自転車活用推進委員会	木更津市自転車活用推進計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 公共交通事業者を代表する者 3 関係団体を代表する者 4 公募 5 関係行政機関の職員 6 市の職員	20 人以内	2 年
木更津市いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、本市が設置する	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 その他いじめの防止等のための対策を推進するため必要と認められる者	5 人以内	2 年

	学校におけるいじめ による重大事態に係 る調査の結果につい て調査、審議するこ と。				
木更津市宿泊 税検討委員会	宿泊税について調査 審議し、必要な事項 を市長に答申し、又 は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表す る者 3 その他宿泊税に関 する検討のため必要 と認められる者	8 人以内	2 年以内

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市介護保険事業計画施設等整備事業者選定委員会、木更津市自転車活用推進委員会、木更津市いじめ調査委員会及び木更津市宿泊税検討委員会を設置し、木更津飛行場周辺まちづくり実施計画策定検討委員会を廃止するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 18 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例

木更津市行政組織条例（昭和 46 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条中「部等」を「部」に、
「市長公室」を「総務部」

「市民協働部」
「市民部」を「健康づくり部」に改める。
「健康こども部」
「こども未来部」

第 3 条中「部等」を「部」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 秘書に関する事項

第 3 条第 2 号に次のように加える。

ク 行政改革の推進に関する事項

ケ 行政組織及び職員定数に関する事項

コ 情報システムに関する事項

サ 情報化に関する事項

第 3 条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号カ中「情報化」を「広報」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「市民部」を「市民協働部」に改め、同号中ウ及びエを削り、オをウとし、カをエとし、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、コをクとし、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 健康づくり部

ア 国民健康保険に関する事項

イ 国民年金に関する事項

ウ 保健衛生に関する事項

エ スポーツに関する事項（学校における体育に関するものを除く。）

第3条第7号中「健康こども部」を「こども未来部」に改め、同号イ及びウを削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政需要の変化に的確に対応した組織機構の改革に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 19 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 31 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。次項において「旧法」という。）第 8 条第 1 項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の項を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 18 条第 1 項の規定による中間検査の申請に対する審査	宅地造成工事中間検査申請手数料	申請 1 件につき、許可（変更許可を受けたものにあつては最終の変更許可）を受けたときの切土又は盛土をする土地の面積が (1) 3,000 平方メートル以内のもの 3,500 円 (2) 3,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの 6,000 円 (3) 20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの 11,000 円 (4) 40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの 20,000 円 (5) 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの
--	-----------------	--

		35,000円
		(6) 100,000平方メートルを超えるもの 50,000円

別表第2旧法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査の項中「旧法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に、

「

		(2) 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目に定める額
--	--	--

」

を

「

		(2) 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積が
		ア 500平方メートル以内のもの 14,000円
		イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 25,000円
		ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 37,000円
		エ 2,000平方メートルを超え5

		， 0 0 0 平方メートル以内のもの 5 5， 0 0 0 円
オ	5， 0 0 0 平方メートルを超え 1 0， 0 0 0 平方メートル以内のもの 7 7， 0 0 0 円	
カ	1 0， 0 0 0 平方メートルを超え 2 0， 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 2 4， 0 0 0 円	
キ	2 0， 0 0 0 平方メートルを超え 4 0， 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 9 4， 0 0 0 円	
ク	4 0， 0 0 0 平方メートルを超え 7 0， 0 0 0 平方メートル以内のもの 2 7 9， 0 0 0 円	
ケ	7 0， 0 0 0 平方メートルを超え 1 0 0， 0 0 0 平方メートル以内のもの 3 7 3， 0 0 0 円	
コ	1 0 0， 0 0 0 平方メートルを超 えるもの 4 6 3， 0 0 0 円	

」

に改める。

別表第3 建築基準法（昭和25 年法律第201 号）第6 条第1 項に規定する建築物に関する確認申請に対する審査の項中「5， 0 0 0 円」を「9， 0 0 0 円」に、「もの 9， 0 0 0 円」を「もの 1 9， 0 0 0 円」に、「1 4， 0 0 0 円」を「3 3， 0 0 0 円」に、「5 0 0 平方メートル」を「3 0 0 平方メートル」に、「1 9， 0 0 0 円」を「4 3， 0 0 0 円」に、「3 4， 0 0 0 円」を「7 1， 0 0 0 円」に、「4 8， 0 0 0 円」を「1 0 0， 0 0 0 円」に、「1 4 0， 0 0 0 円」を「2 8 0， 0 0 0 円」に、「2 4 0， 0 0 0 円」を「4 1 0， 0 0 0 円」に、「4 6 0， 0 0 0 円」を「8 0 0， 0 0 0 円」に、

「

を

「

(3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 確認申請 1 件につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について(1)により算定した額

(3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 確認申請 1 件につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について(1)により算定した額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為による場合 確認申請 1 件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄の(3)に掲げる区分に応じた額を加算した額

に改め、同表建築基準法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項中
「5,000円」を「9,000円」に、「もの 9,000円」を「もの 19,000円」
に、「14,000円」を「33,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メー
トル」に、「19,000円」を「43,000円」に、「34,000円」を「71,000
円」に、「48,000円」を「100,000円」に、「140,000円」を「280,0
00円」に、「240,000円」を「410,000円」に、「460,000円」を「80
0,000円」に、

「

		(3) 確認を受けた建築物の計画の変更を して建築物を建築する場合 計画通知 1件につき、当該計画の変更に係る部 分の床面積の合計の2分の1（床面積 を増加する部分にあつては、当該増加 する部分の床面積）について(1)により 算定した額
--	--	--

」

を

「

		(3) 確認を受けた建築物の計画の変更を して建築物を建築する場合 計画通知 1件につき、当該計画の変更に係る部 分の床面積の合計の2分の1（床面積 を増加する部分にあつては、当該増加 する部分の床面積）について(1)により 算定した額
		(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律第12条第2項ただし 書の国土交通省令で定める特定建築行 為による場合 確認申請1件につき、

		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄の(3)に掲げる区分に応じた額を加算した額
--	--	---

に改め、同表建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項に規定する確認申請に対する審査の項及び建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項に規定する計画通知に対する審査の項中「9,000円」を「22,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に、「5,000円」を「10,000円」に、「3,000円」を「6,000円」に改め、同表建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項に規定する確認申請に対する審査の項及び建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項に規定する計画通知に対する審査の項中「8,000円」を「20,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同表建築基準法第7条第1項に規定する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）の項中「10,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「28,000円」に、「16,000円」を「38,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「22,000円」を「53,000円」に、「36,000円」を「86,000円」に、「50,000円」を「110,000円」に、「120,000円」を「170,000円」に、「190,000円」を「270,000円」に、「380,000円」を「550,000円」に改め、同表建築基準法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「10,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「28,000円」に、「16,000円」を「38,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「22,000円」を「53,000円」に、「36,000円」を「86,000円」に、「50,000円」を「110,000円」に、「120,000円」を「170,000円」に、「190,000円」を「270,000円」に、「380,000円」を「550,000円」に改め、同表建築基準法第7条第1項に規定する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に

限る。)の項中「9,000円」を「19,000円」に、「11,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「35,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「21,000円」を「50,000円」に、「35,000円」を「83,000円」に、「47,000円」を「100,000円」に、「110,000円」を「160,000円」に、「180,000円」を「260,000円」に、「370,000円」を「540,000円」に改め、同表建築基準法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「9,000円」を「19,000円」に、「11,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「35,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「21,000円」を「50,000円」に、「35,000円」を「83,000円」に、「47,000円」を「100,000円」に、「110,000円」を「160,000円」に、「180,000円」を「260,000円」に、「370,000円」を「540,000円」に改め、同表建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査の項中「13,000円」を「36,000円」に、「8,000円」を「20,000円」に改め、同表建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「13,000円」を「36,000円」に、「8,000円」を「20,000円」に改め、同表建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査の項中「9,000円」を「22,000円」に改め、同表建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「9,000円」を「22,000円」に改め、同表建築基準法第7条の3第1項に規定する中間検査の項中「9,000円」を「19,000円」に、「11,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「31,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「20,000円」を「40,000円」に、「33,000円」を「57,000円」に、「45,000円」を「77,000円」に、「100,000円」を「150,000円」に、「160,000円」を「260,000円」に、「330,000円」を「540,000円」に改め、同表建築基準法第18条第19項に規定する特定工程終了の通知に対する検査の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「9,000円」を「19,000円」に、「11,000円」を「25,000円」に、

「１５，０００円」を「３１，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２０，０００円」を「４０，０００円」に、「３３，０００円」を「５７，０００円」に、「４５，０００円」を「７７，０００円」に、「１００，０００円」を「１５０，０００円」に、「１６０，０００円」を「２６０，０００円」に、「３３０，０００円」を「５４０，０００円」に改め、同表建築基準法第７条の６第１項第１号及び第２号又は第１８条第２４項第１号及び第２号（同法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査の項中「第１８条第２４項第１号」を「第１８条第３８項第１号」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中「（平成２７年法律第５３号）第１５条第１項」を「第１４条第１項」に、

「

		ア 一戸建ての住宅 （ア） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１０条第２号イ(2)及びロ(2)定める基準に適合するもの １８，０００円 （イ） （ア）以外のもの ３６，０００円
--	--	--

」

を

「

		ア 一戸建ての住宅 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 （ア） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１０条第２号イ(2)及びロ(2)に
--	--	---

に、

「

定める基準に適合するもの

a 200平方メートル未満のもの
の 17,000円

b 200平方メートル以上のもの
の 18,000円

(イ) 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を同号イ(1)又はロ(1)に掲げる基準に適合する住宅部分を有するもの

a 200平方メートル未満のもの
の 24,000円

b 200平方メートル以上のもの
の 27,000円

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のもの

a 200平方メートル未満のもの
の 33,000円

b 200平方メートル以上のもの
の 36,000円

」

(イ) (ア) 以外のもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額

a 300平方メートル未満のもの

		の 65,000円 b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 109,000円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 185,000円 d 5,000平方メートル以上 もの 265,000円
--	--	---

」

を

「

		(イ) 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を同号イ(1)又はロ(1)に掲げる基準に適合する住宅部分を有するもの a 300平方メートル未満のもの の 48,000円 b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 142,000円 d 5,000平方メートル以上 のもの 206,000円
--	--	---

		(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のもの の 床面積を合計した面積の区分 に応じ、次に掲げる額 a 300平方メートル未満のもの の 65,000円 b 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 109,000円 c 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの 185,000円 d 5,000平方メートル以上 のもの 265,000円
--	--	--

」

に、「721,000円」を「720,000円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に、

「

		(ア) 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 29,000円 (イ) 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未満の もの 41,000円 (ウ) 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満の もの 96,000円 (エ) 5,000平方メートル以
--	--	--

	上10,000平方メートル未満 のもの 142,000円
(オ)	10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未 満のもの 176,000円
(カ)	25,000平方メートル 以上のもの 217,000円
イ ア以外の場合 建築物エネルギー 消費性能確保計画1件につき、当該 建築に係る部分の床面積の合計が	
(ア)	300平方メートル以上1 ,000平方メートル未満のもの 269,000円
(イ)	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未満の もの 347,000円
(ウ)	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満の もの 495,000円
(エ)	5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のもの 610,000円
(オ)	10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未 満のもの 720,000円
(カ)	25,000平方メートル 上のもの 822,000円

(ア)	300平方メートル未満の もの	22,000円
(イ)	300平方メートル以上1 ,000平方メートル未満のもの	29,000円
(ウ)	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未満の もの	41,000円
(エ)	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満の もの	96,000円
(オ)	5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のもの	142,000円
(カ)	10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未 満のもの	176,000円
(キ)	25,000平方メートル 以上のもの	217,000円
イ ア以外の場合 建築物エネルギー 消費性能確保計画1件につき、当該 建築に係る部分の床面積の合計が		
(ア)	300平方メートル未満の もの	215,000円
(イ)	300平方メートル以上1 ,000平方メートル未満のもの	269,000円
(ウ)	1,000平方メートル以	

		上 2, 0 0 0 平方メートル未満の もの 3 4 7, 0 0 0 円
		(エ) 2, 0 0 0 平方メートル以 上 5, 0 0 0 平方メートル未満の もの 4 9 5, 0 0 0 円
		(オ) 5, 0 0 0 平方メートル以 上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満 のもの 6 1 0, 0 0 0 円
		(カ) 1 0, 0 0 0 平方メートル 以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未 満のもの 7 2 0, 0 0 0 円
		(キ) 2 5, 0 0 0 平方メートル 以上のもの 8 2 2, 0 0 0 円

」

に、

「

		(ア) 3 0 0 平方メートル以上 1 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 5, 0 0 0 円
		(イ) 1, 0 0 0 平方メートル以 上 2, 0 0 0 平方メートル未満の もの 3 6, 0 0 0 円
		(ウ) 2, 0 0 0 平方メートル以 上 5, 0 0 0 平方メートル未満の もの 9 0, 0 0 0 円
		(エ) 5, 0 0 0 平方メートル以 上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満 のもの 1 3 5, 0 0 0 円
		(オ) 1 0, 0 0 0 平方メートル

を
「

以上25,000平方メートル未
満のもの 168,000円
(カ) 25,000平方メートル
以上のもの 208,000円
イ ア以外の場合 建築物エネルギー
消費性能確保計画1件につき、当該
建築に係る部分の床面積の合計が
(ア) 300平方メートル以上1
,000平方メートル未満のもの
105,000円
(イ) 1,000平方メートル以
上2,000平方メートル未満の
もの 138,000円
(ウ) 2,000平方メートル以
上5,000平方メートル未満の
もの 223,000円
(エ) 5,000平方メートル以
上10,000平方メートル未満
のもの 291,000円
(オ) 10,000平方メートル
以上25,000平方メートル未
満のもの 349,000円
(カ) 25,000平方メートル
上のもの 410,000円

」

(ア) 300平方メートル未満の
もの 18,000円

		(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 25,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 90,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 168,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円 イ ア以外の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が (ア) 300平方メートル未満のもの 82,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 105,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 138,000円 (エ) 2,000平方メートル以
--	--	---

		上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 2 3, 0 0 0 円 (オ) 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 9 1, 0 0 0 円 (カ) 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 3 4 9, 0 0 0 円 (キ) 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 4 1 0, 0 0 0 円 (3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)又はロ(2)に掲げる基準に適合する住宅部分を有する建築物 ア 一戸建ての住宅 建築物エネルギー消費性能確保計画 1 件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が (ア) 2 0 0 平方メートル未満のもの 1 7, 0 0 0 円 (イ) 2 0 0 平方メートル以上のもの 1 8, 0 0 0 円 イ 共同住宅等 建築物エネルギー消費性能確保計画 1 件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が (ア) 3 0 0 平方メートル未満のもの 3 1, 0 0 0 円 (イ) 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 5 4, 0 0 0 円
--	--	---

		(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 97,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 147,000円
	(4) 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を同号イ(1)又はロ(1)に掲げる基準に適合する住宅部分を有する建築物	
	ア 一戸建ての住宅 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が	
	(ア) 200平方メートル未満のもの 24,000円	
	(イ) 200平方メートル以上のもの 27,000円	
	イ 共同住宅等 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が	
	(ア) 300平方メートル未満のもの 48,000円	
	(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円	
	(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 141,000円	

		(エ) 5,000平方メートル以上のもの 206,000円
	(5) (3)及び(4)に掲げる基準以外に適合する住宅部分を有する建築物	
	ア 一戸建ての住宅 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が	
	(ア) 200平方メートル未満のもの 33,000円	
	(イ) 200平方メートル以上のもの 36,000円	
	イ 共同住宅等 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が	
	(ア) 300平方メートル未満のもの 65,000円	
	(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 109,000円	
	(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 185,000円	
	(エ) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円	
	(6) 複合建築物 非住宅部分について(1)又は(2)により算定した額に、住宅部分について(3)、(4)又は(5)により算定した額を加えた額	

」

に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中「第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項」を「第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項」に、「第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項」を「第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の項中「第 11 条」を「第 13 条」に、「第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項」を「第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、

「

		イ ア以外の場合
		(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合
		認定申請 1 件につき
		a 一戸建ての住宅 5, 000 円
		b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
		(a) 300 平方メートル未満のもの 9, 000 円
		(b) 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未

		満のもの 19,000円
	(c)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円
	(d)	5,000平方メートル以上のもの 76,000円
	(イ)	(ア) 以外のものである場合 認定申請1件につき
	a	一戸建ての住宅 当該申請に係る建築物の床面積の合計が
	(a)	200平方メートル未満のもの 33,000円
	(b)	200平方メートル以上のもの 36,000円
	b	共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
	(a)	300平方メートル未満のもの 65,000円
	(b)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 109,000円
	(c)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル

		ル未満のもの 185,000円 (d) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円
を		
「		
		イ 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を同号イ(1)又はロ(1)に掲げる基準に適合する住宅部分を有する建築物 (ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき a 一戸建ての住宅 5,000円 b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が (a) 300平方メートル未満のもの 9,000円

				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円
				(d) 5,000平方メートル以上のもの 76,000円
			(イ) (ア) 以外のものである場合	認定申請1件につき
			a 一戸建ての住宅	当該申請に係る建築物の床面積の合計が
				(a) 200平方メートル未満のもの 24,000円
				(b) 200平方メートル以上のもの 27,000円
			b 共同住宅等	当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
				(a) 300平方メートル未満のもの 48,000円
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 142,000円 (d) 5,000平方メートル以上のもの 206,000円
	ウ ア及びイ以外の場合	(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき a 一戸建ての住宅 5,000円 b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が (a) 300平方メートル未満のもの 9,000円 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円 (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円

		円
	(d)	5,000平方メートル以上のもの 76,000円
	(イ)	(ア) 以外のものである場合 認定申請1件につき
	a	一戸建ての住宅 当該申請に係る建築物の床面積の合計が
	(a)	200平方メートル未満のもの 33,000円
	(b)	200平方メートル以上のもの 36,000円
	b	共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
	(a)	300平方メートル未満のもの 65,000円
	(b)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 109,000円
	(c)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 185,000円
	(d)	5,000平方メートル以上のもの 265,000円

に、「第 3 4 条第 3 項各号」を「第 2 9 条第 3 項各号」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「第 3 6 条第 1 項」を「第 3 1 条第 1 項」に、「第 3 4 条第 3 項各号」を「第 2 9 条第 3 項各号」に、「第 3 4 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 1 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項を削り、同表の備考中「第 3 5 条第 2 項（同法第 3 6 条第 2 項）」を「第 3 0 条第 2 項（同法第 3 1 条第 2 項）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 3 建築基準法第 1 8 条第 1 6 項に規定する完了通知に対する検査（同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物を除く。）の項の改正規定（「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改める部分に限る。）、同表建築基準法第 1 8 条第 1 6 項に規定する完了通知に対する検査（同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物に限る。）の項の改正規定（「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改める部分に限る。）、同表建築基準法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 1 8 条第 1 6 項に規定する完了通知に対する検査の項の改正規定（「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改める部分に限る。）、同表建築基準法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 6 項に規定する完了通知に対する検査の項の改正規定（「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改める部分に限る。）、同表建築基準法第 1 8 条第 1 9 項に規定する特定工程終了の通知に対する検査の項の改正規定（「第 1 8 条第 1 9 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改める部分に限る。）及び同表建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号又は第 1 8 条第 2 4 項第 1 号及び第 2 号（同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査の項の改正規定 公布の日

- (2) 別表第 2 の改正規定 令和 7 年 5 月 2 6 日までの間において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であつて、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る建築物に関する確認申請手数料、建築物に関する計画通知手数料、建築設備に関する確認申請手数料、建築設備に関する計画通知手数料、工作物に関する確認申請手数料、工作物に関する計画通知手数料、建築物に関する完了検査申請手数料、建築物に関する完了通知手数料、中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料、中間検査を受けた建築物に関する完了通知手数料、建築設備に関する完了検査申請手数料、建築設備に関する完了通知手数料、工作物に関する完了検査申請手数料、工作物に関する完了通知手数料、建築物に関する中間検査申請手数料及び建築物に関する特定工程終了通知手数料の規定の適用については、この条例による改正後の手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和6年千葉県条例第41号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）等の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 20 号

木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年木更津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「第 8 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 21 号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和 36 年木更津市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 91 条」を「第 91 条の 2」に改める。

第 9 条第 1 項第 7 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 81 条の 9 中「商品であつて使用しない」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 商品であつて使用しない軽自動車等

(2) 商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車であつて、第 91 条の 2 第 1 項に規定する
試乗用標識を表示して使用するもの

第 2 章第 3 節中第 91 条の次に次の 1 条を加える。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗用標識の交付等）

第 91 条の 2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売を行う者は、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車の試乗又は回送をする場合においては、市長に対し、原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売を行うことを証する書類を添えて申請書を提出し、その車体に取り付けるべき標識（以下「試乗用標識」という。）の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により試乗用標識を交付する場合においては、その試乗用標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

3 試乗用標識のひな型及び前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。

4 第 1 項の規定により試乗用標識の交付を受けた者は、市長の指示に従い、これを試乗又は回送をする原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。

5 試乗用標識は、市内に事業所を有する者で、原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は

販売を行うものに対し、1者につき2枚までを交付する。

- 6 試乗用標識の有効期間は、試乗用標識の交付の日からその交付の日の属する年度の末日までとする。
- 7 試乗用標識は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
 - (1) 毀損し、若しくは亡失し、又は磨滅したとき。
 - (2) 前項の有効期間が満了したとき。
 - (3) 試乗用標識の交付を受けた者が市内に事業所を有しなくなつたとき。
 - (4) 試乗用標識の交付を受けた者が原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売を行う者でなくなつたとき。
 - (5) 第9項の規定に反したとき。
- 8 試乗用標識及び第2項の証明書の交付を受けた者は、前項各号に該当することとなつたとき又はその試乗用標識を使用しないこととなつたときは、市長に対し、申出書を提出するとともに、当該試乗用標識及び証明書を直ちに返納しなければならない。この場合において、当該返納の理由が前項第1号に該当するもので、かつ、その原因がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、1枚につき500円を納めなければならない。
- 9 試乗用標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項第7号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る試乗用標識の制度を開始するため、並びに情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 22 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 23 号

木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年木更津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「センターの」を「次条第 1 項に掲げる」に改め、同条第 2 項中「木更津市地域包括支援センター運営協議会」の次に「（以下「協議会」という。）」を加える。

第 4 条各号列記以外の部分を次のように改める。

一のセンターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満である場合に置くべき常勤職員（専らその職務に従事する常勤の職員をいう。以下同じ。）の員数は、原則として次のとおりとする。この場合において、協議会が第 1 号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤職員の員数について常勤換算方法を用いることができる。

第 4 条各号中「準ずる者」を「準ずる者 1 人」に改め、同条に次の 4 項を加える。

- 2 一のセンターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 6, 000 人以上である場合に置くべき常勤職員の員数は、前項各号に定める員数に、当該区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 6, 000 人におおむね 1 人から 2, 000 人まで増加するごとに、同項各号に掲げる者のうちから 1 人を増員した員数とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、前 2 項の規定を適用した場合における常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該複数のセンターがそれぞれ前 2 項に定める常勤職員の員数を満たすものとする。こ

の場合において、当該複数のセンターにそれぞれ置くべき常勤職員の員数は、第1項各号に掲げる者のうちから2人以上とする。

4 第1項後段の規定は、前2項の常勤職員の員数について準用する。

5 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると協議会において認められた場合には、当該センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表中「(第4条)」を「(第4条第5項)」に改め、同表専門職員の数の欄中「専門職員の数」を「人員配置基準」に改め、同表おおむね1,000人未満の項中「第4条第1号から第3号まで」を「第4条第1項各号」に改め、同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項中「第4条第1号から第3号まで」を「第4条第1項各号」に、「専らその職務に従事する常勤の職員」を「常勤職員」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「専らその職務に従事する常勤の」を「常勤職員である」に、「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改め、同表おおむね3,000人以上6,000人未満の項及びおおむね6,000人以上の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 24 号

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

木更津市空家等対策の推進に関する条例（平成 29 年木更津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「第 3 号」を「第 4 号」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 管理不全空家等の所有者等に対する勧告に関する事項

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

空家等に対するより迅速な対応を行うことができるよう、木更津市空家等対策協議会への協議事項に管理不全空家等の所有者等に対する勧告に関する事項を追加するため、関係条文の整備をしようとするものである。